

人権擁護委員に委嘱(新任)されました

三豊市の人権擁護委員 27 人のうち、10 月 1 日付けで次の方が法務大臣から新しく委嘱されました。

片山 訓子さん(三野町) 岡崎 千代子さん(財田町)

問い合わせ 人権課 62-1121

全国一斉『女性の人権ホットライン』電話相談強化週間

人はみな人権を有しています。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。法務省は平成 12 年度から悩みをもった女性が気軽に相談できる専用の電話相談窓口を設けています。それが『女性の人権ホットライン』です。

同ホットラインの全国一斉強化週間として、高松法務局並びに香川県人権擁護委員連合会において、女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に対処するため臨時電話を増設し、下記のとおり電話相談を受け付けます。

職場での男女差別やセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力・ストーカー行為等による嫌がらせなどの人権侵害でお悩みの方はご利用ください。なお秘密は厳守されます。

期 間 11 月 13 日(月)~ 19 日(日)

時 間 午前 8 時 30 分~午後 7 時 30 分(ただし、土・日曜日は午前 10 時~午後 5 時)

電話番号 『女性の人権ホットライン』 0570-070-810(常設)または 087-821-6181

相談員 香川県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員会所属の人権擁護委員

同和をかたる悪徳商法にご注意ください

同和をかたる悪徳商法とは

「同和問題はこわい問題であり、避けたほうがいい」という人々の誤った意識につけ込み、同和問題を口実にして高額図書等の購入を強要する行為が県内で多発しています。(国はこれらの行為を「えせ同和行為」と呼んでいます。)

売り込みは「同和」「人権」等を冠した、実態があるかどうか不明の団体名をかたって行われることが多いのですが、実在する運動団体と関係があるかのような言い方をしてくることもあります。

いずれにしても、同和問題解決のために真摯に取り組んでいる運動団体で、このような売り込みをしているところはありません。

えせ同和行為は、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちや同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものであり、同和問題解決の大きな障害要因となっています。

電話による図書等購入の強要があった場合は

購入の意思がないのであれば、「いいません」と断ってすぐ切ることが肝要です。相手のペースに巻き込まれないようにしましょう。

同和をかたる悪徳商法排除についてのご相談は

悪徳商法排除については

高松法務局観音寺支局	25-4528
香川県政策部人権・同和政策課	087-832-3202
三豊市市民部人権課	62-1121
香川県同和問題連絡協議会代表事務局	0877-58-6788

訪問販売など、各種トラブルについては

香川県西讃県民センター	25-5135
-------------	---------

悪質な場合は

香川県警察本部 悪質商法 110 番	087-833-9449
--------------------	--------------

